

生徒心得（全日制）

基本目標

本校生徒は校訓の「誠実」、「剛健」、「高潔」、「協和」の精神を実践し、学業に励むとともに生徒としてふさわしい日常の生活態度を身につける。

1 礼儀

校内、校外を問わずつねに礼儀を正しくし、挨拶を心がけ、親切、丁寧に接する。互いの多様性を認め、互いを受容する。

2 服装

(1)服装は本校所定のものを着用する。

(2)標準服

ア 標準服 A は本校指定の黒色詰襟学生服とスラックスとする。制服の下には白のワイシャツまたはポロシャツを着用する。上着には本校指定の校章とボタンをつける。夏季は本校指定のポロシャツとする。

イ 標準服 B は本校指定の黒色ブレザーとスカートもしくはスラックスとする。上着の下には、白色のワイシャツにリボン、ベストを着用する。夏季は本校指定のポロシャツとする。

ウ ワイシャツ、ポロシャツの下には、無地で白・黒・紺・灰色など華美でないものを着用とする。

エ ソックスは白または黒紺など華美でないものとする。ストッキングは黒系統とする。

オ 通学用靴は男女とも革靴または運動靴とする。色は華美でないものとする。

カ 夏季装いは6月1日より9月30日までとする。ただし、気温等により別に指示して変更することがある。

キ スカートの丈は膝頭に触れる程度を上限とする。

(3)防寒用コート類、マフラーは華美でないものとする。制服の下に着用するベスト・セーターは本校指定のものとする。

(4)学生カバンまたはスポーツバックとする。

(5)アクセサリ類は身につけない。

(6)やむを得ない理由により異装しなければならない時は学校の許可を受ける。

3 髪型

染色、パーマ、脱色などはしない。

4 登下校

(1)始業5分前までに登校することを心がける。

(2)登下校の際は常に交通法規、交通道德を厳守する。

(3)原付自転車(50cc以下)使用の場合は許可を受ける。

(4)日曜日、長期休業中等に登校し、学校施設を使用する場合は、あらかじめ関係職員の許可を受ける。

(5)休日に登校する際は制服またはジャージを着用する。

5 出欠席

(1)病気その他の理由により欠席する時は始業時まで、ホームルーム担任に連絡する。

(2)遅刻したときは、職員で所定のカードに理由を記入し、教科担任に提出してから授業を受ける。

(3)忌引は、「忌引届」を提出する。忌引日数は次の通りとする。

父母7日、兄弟姉妹3日、祖父 母3日、伯父母・叔父母1日、曾祖父母1日。

なお、葬祭のため遠隔地におもむく必要のある場合には、実際に要した往復日数を加算することができる。

(4)登校後、やむを得ない理由で欠課又は早退するときは、担任の許可を受ける。

6 校内生活

(1)貴重品は常に身につけ、体育の際は貴重品袋に保管する。

(2)必要以外の金銭、物品は所持しない。

(3)生徒同士でみだりに金銭、物品の貸借をしない。

(4)拾得物あるいは遺失物は、すみやかにホームルーム担任に届ける。

(5)常に校舎内外の清潔、整頓に心がける。

(6)許可なくして校内で火気を取り扱わない。

(7)やむを得ぬ理由により外出する場合は、ホームルーム担任に申し出て許可を受ける。

(8)校内で怪我や発病、事件・事故が発生した場合は、直ちにそれぞれの担当教師に連絡し、指示を受ける。

(9)集会、文書の発刊・配布、貼紙、掲示陳列等をする場合には、事前に特活部の関係職員に申し出て、その許可を受ける。

(10)学校の施設及び備品(印刷室、運動用具 等)を使用する時は、責任を明確にし、関係職員の許可を受け、その受け取り、返納及び後始末は責任をもって行う。

7 校外生活

- (1) 身分証明書は常に所持する。
- (2) 外泊は保護者の承諾なしにしてはならない。
- (3) 未成年者入場禁止の場所や好ましくない環境の飲食店、娯楽場への出入りはしない。
- (4) 喫煙、飲酒、薬物使用、交通違反、暴力、脅迫行為等はしてはならない。
- (5) アルバイトを行う場合は、必要書類を学校長に届け出る。
- (6) 事件、事故の際は、学校に一報を入れる。
- (7) 成年年齢に達した生徒は契約、不法行為における責任を自らが負うことを理解し、より一層の倫理的行動に努める。

交通に関する規程（全日制）

1 交通全般についての注意

生徒・自転車・バイクいずれの場合にも常に交通道德・交通法規を遵守し事故のないよう十分気をつける。

- (1) 万一事故を起こした場合（事故に遭った場合も同様）かならず警察に届け、負傷者には誠意をもってあたり適切な処置を講ずる。なお学校への連絡を忘れない。
- (2) 交通違反等により警察の指導を受けた場合もかならず学校に報告する。
- (3) 自転車・バイクに乗る前にはブレーキ・ライト等について点検・調整を十分にする。
- (4) 自転車の二人乗りはしてはならない。

2 原付自転車通学について

(1) 通学距離規制

ア 学校を中心として半径 10km 以上の地域からの通学者については、保護者からの許可願により検討の結果許可する。

ただし、電車・バス等の利用できる場所については原則として許可しない。

イ 遅刻の多い者は許可を再考する。

(2) 車種規制

通学を許可された場合は、原付自転車（50cc 以下）のみとする。

(3) 誓約書の提出

通学を許可された場合は、保護者連名の「安全運転誓約書」を校長あてに提出する。

(4) 乗車上の注意

ア 任意保険に加入する。

イ ヘルメット（フルフェイス）を着用する。

ウ 原付自転車（後面または側面）に学校より交付されたステッカー貼付する。

3 運転免許証取得について

本校在学中に取得できる免許証の種類は、原付免許証と普通免許証とする。自動二輪免許取得は原則として許可しない。ただし、個別の事情がある場合は審議する。

(1) 普通免許証

ア 自動車学校入校の時期は、3 学年の 11 月 1 日以降とする。

イ 保護者連名の「免許証取得許可願」を校長に提出し、許可を得たうえで受験又は入校の手続きをする。

ウ 受講のための欠席・欠課は認めない。但し検定試験については各 2 回まで欠席事由として認める。

エ 受講・受験の際は、必ず学校より交付された許可証を携帯する。

オ 免許証を取得した場合は、速やかに届け出る。

(2) 原付免許証

ア 取得試験は、休業日を利用する。

イ 取得した場合は、速やかに届け出る。

ウ 学校で実施する安全教育・講習は必ず受講する。

エ バイク通学は 2 年生からとする。